

資料3. 2 関係省庁調査（関係省庁の消費者教育に関わる取り組みについて）

項目	領域	対象者											想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}				
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）	形態		
内閣府	○消費者教育に関する効果的な情報提供の推進<全般>					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	各年齢層に対し、分かりやすく効果的な情報提供を行っていくため、内閣府国民生活政策ホームページの「消費者の窓」に「各省庁等の消費者政策及びその関連政策の動向」のポータルサイトを設け、ここから各省庁等のホームページに掲載されている消費者政策及びその関連政策事項にリンクを貼ることに、消費者に対する情報提供を行っている。	web		国民生活審議会資料 3-61, P82
内閣府	○高齢者の消費者トラブルに対する消費者教育の推進<契約・取引>	○														○	○	高齢者 高齢福祉関係団体職員等	公民館等社会教育施設・家庭・地域	「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」（啓発資料）及び、この啓発資料を活用して啓発活動を行う際の「講師用マニュアル」（指導書）を作成し、高齢福祉関係団体、都道府県、市区町村等に配布した。なお「講師用マニュアル」では、当該啓発資料を使った講座のプランの一例として、ロールプレイングによる体験型学習の実践事例を紹介している。	パンフレット		国民生活審議会資料 4-70, P91
内閣府	○経済教育の実践的な普及、推進<契約・取引>	○									○						中学生	学校教職員	学校	平成16年度に、財団法人日本経済教育センターを委託先とし「経済教育に関する研究会」を開催した。同研究会の中間報告において提案された中学校向け教材案「牛井屋経営シミュレーション」を元に、平成17年度中に同財団法人において、モデル教材「牛井屋経営シミュレーション ○×家、牛井屋を開店する。」を製作。平成17年6月～7月にかけて、弘前大学教育学部附属中学校及び京都市立藤森中学校において、同教材を活用したモデル授業を実施した他、経済教育サミット（7月）において同教材の配布、霞が関見学デー（8月）において同教材のパネル展示を行った。	教材		国民生活審議会資料 4-70, P93
内閣府	○消費者教育アドバイザー派遣制度<全般>					○											小学・中学・高校教職員	消費者教育アドバイザー	公民館等社会教育施設・学校	学校における消費者教育を支援するために、消費者教育に関する専門的知識を有する消費者教育アドバイザーを、国から都道府県等の消費者行政担当部局（消費生活センターを含む）の行う消費者教育事業に対して派遣し、学校における消費者教育の一層の充実を図っている。	講師派遣	都道府県等の消費者行政担当部局（消費生活センターを含む）	国民生活審議会資料4-66, P87 ハンドブックⅡ-4-②, P173
内閣府	○消費者問題出前講座<契約・取引>	○															高齢者を中心とした一般消費者	消費生活相談員など	公民館、集会所、老人クラブなど	地理的、身体的理由等により出席する機会に恵まれない高齢者を中心に、2001年度より公民館等の施設や集会所等に消費者問題に関する専門家などを派遣する「消費者問題出前講座」を実施している。全国の自治体や各種団体等から出前講座の開催依頼（20人程度の参加が必要）を受けて、消費生活相談員などの有資格者などを講師として公民館等の施設や集会所に派遣し、老人クラブや高齢者学級の参加者、介護関連施設・サービスの利用者等を対象に啓発を行っている。悪質商法や消費者被害救済、消費者契約法等のテーマについて、小冊子やパンフレット等を使った講義を行う他、演劇、ビデオ、紙芝居、コント、腹話術や落語等、参加者にとって親しみやすい方式を織り込んで実施している。	講師派遣		ハンドブックⅡ-4-③, P174
内閣府	○見守り新鮮情報<契約・取引>	○															高齢者、家族、高齢者の周囲の人	消費生活センター職員、高齢福祉関係団体職員、一般消費者など	任意の場	悪質商法の蔓延をくい止め、高齢者の暮らしの安全・安心を護るためには、高齢者やその家族、高齢者と日頃接する機会が多い様々な立場の方々が普段の活動の中で高齢者の様子を気にかけて見守る中で、暮らしの中の変化に気付いたら迅速に行動していくことが必要である。「見守り新鮮情報」は、高齢者や周りの方々が高齢者を見守る時に、役立つように、高齢者のトラブルの実情や、分かりやすい防止策などを登録者に配信する。同事業では、見守りボランティア（市民講師）活動を支援するため、消費者問題の基礎知識や法令違反事例、各地で活躍する高齢者見守りボランティア（市民講師）の実践活動など、啓発活動に役立つ情報を掲載している。また、実際に活動している見守り活動の中で、特色のある活動を行っている地域の活動を紹介している。	メールマガジン、web		Web

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）
 注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}			
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）	形態	
内閣府	○消費者からの意見募集に関する普及、推進＜全般＞					○	○	○	○	○	○	○		○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	特になし	啓発リーフレット「消費者の意見を国の行政機関に提出してみませんか！【発行部数：14万部】」（国民・事業者等から意見や情報を求める仕組みとしてどのような制度があるかや、どのような意見募集が行われているかを知るための方法、意見の提供方法等について簡潔にまとめたもの）を作成した。主に地方公共団体、各地の消費生活センター、各地の消費者団体に配布し、内閣府ホームページ「消費者の窓」にも掲載している。	パンフレット		国民生活審議会資料5-74、P109
内閣府	○環境に配慮した消費行動を促すための意識啓発＜環境＞				○		○	○	○	○	○	○		○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	広く国民に対して「買い物袋（マイバッグ）の持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進月間の10月に、内閣府、経済産業省、環境省等が、流通事業者等の参加・協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を全国的に展開している。	キャンペーン	3R活動推進フォーラム	国民生活審議会資料7-(3)-113、P166
公正取引委員会	○「独占禁止法」に関する意識啓発・情報提供＜契約・取引＞		○												○	一般消費者（成人）	特になし	特になし	独占禁止法が、公正かつ自由な競争を促進することを通じて、一般消費者の利益を確保することを目的としていること等、同法の規制内容について周知を図るため、パンフレットなどを作成・配布するほか、ホームページによる情報提供などを行っている。	パンフレット、webサイト		省庁からの情報提供
公正取引委員会	○競争政策の普及＜契約・取引＞		○								○					中学生など	公正取引委員会職員、学校教職員	中学校など	将来、社会人として独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことが出来るよう、早い段階で競争の役割等を理解してもらうため、副教材を作成・配布している。公正取引委員会の職員が講師になり副教材やビデオなどを利用して独占禁止法教室を実施している。また、副教材をホームページにも掲載している。	講師派遣、副教材、ビデオ、webサイト		省庁からの情報提供
公正取引委員会	○競争政策の普及＜契約・取引＞		○								○					小学生など	特になし	家庭、学校など	子供向けに漫画を使い競争の大切さについてパンフレットを作成・配布するとともにホームページに「こどものページ」を設け、情報提供を行っている。	パンフレット、webサイト		省庁からの情報提供
公正取引委員会	○景品表示法に関する啓蒙・普及・情報提供＜契約・取引＞		○												○	一般消費者	特になし	特になし	景品表示法について分かりやすく解説したパンフレット「だから安心！景品表示法」を作成、消費者に配布するとともにホームページ上に掲載し、消費者の適正な商品選択を促める不当表示や過大景品を取り締まる景品表示法に関する普及・啓発を行っている。また、警告以上の措置を採った景品表示法違反事件（不当表示事件）について、随時、新聞発表を行うとともに、事件の概要を示した発表文をホームページ上に掲載し、常時、消費者が閲覧できるようにしている。	パンフレット、webサイト		省庁からの情報提供
公正取引委員会	○景品表示法に関する啓蒙・普及・情報提供＜契約・取引＞		○												○	一般消費者	職員	公的施設等	毎年、全国各地で行われる。地方公共団体、消費者団体等主催の景品表示法講習会等に講師を派遣し、一般消費者に対し景品表示法の普及・啓発を行っている。	講師派遣	地方公共団体、消費者団体等	省庁からの情報提供
公正取引委員会	○消費者取引適正化推進員制度＜契約・取引＞		○												○	消費者取引適正化推進員（消費者モニター経験者等の中から選考された20歳以上の一般消費者）	職員（他省庁職員、業界団体職員等）	公正取引委員会事務局、各地の消費生活センター等	年2回以上、各地で、研修会等を開催し、公正取引委員会が行う消費者行政に関する情報の提供を行うほか、他省庁の職員や業界団体の職員等を招いて説明会を開催する等、消費生活に必要な知識の習得、消費者関連情報の収集の機会を提供している。	研修会、意見交換会等		省庁からの情報提供

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}				
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者			学習の場	事業内容（具体的施策）	形態	
公正取引委員会	○消費者モニター制度<契約・取引>	○													○	消費者モニター（公募に対する応募者の中から選考された20歳以上の一般消費者）	職員	公正取引委員会事務局、各地の消費生活センター等	年2回、各地で、研修会を開催し、公正取引委員会の消費者行政に関する資料・パンフレット類を配布し、独占禁止法や景品表示法等に関する説明を行うほか、景品表示法違反事件（不当表示事件）を中心とする消費者関連情報の提供を行っている。	研修会		省庁からの情報提供
公正取引委員会	○電子商取引監視調査システム<契約・取引>	○													○	電子商取引調査員（公募に対する応募者の中から選考された20歳以上の一般消費者）	職員	公正取引委員会事務局、各地の消費生活センター等	年2回、各地で、研修会を開催し、公正取引委員会の消費者行政に関する資料・パンフレット類を配布し、独占禁止法や景品表示法等に関する説明を行うほか、景品表示法違反事件（不当表示事件）を中心とする消費者関連情報の提供を行っている。	研修会		省庁からの情報提供
警察庁	○知的財産権の保護に関する啓発<情報>		○													一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	商標権者、著作権者等の関係団体で構成される「不正商品対策協議会」が開催する「不正商品防止フェア」の後援や、不正商品の展示、パンフレットの作成・配布等による広報啓発活動を行っている。	イベント後援、パンフレット配布		ハンドブック II-3-①-2) .P167
警察庁	○悪質商法による消費者被害の未然・拡大防止<契約・取引>	○														一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	「各都道府県警察」地域における町内会、老人会等の各種会合において、講演、ビデオ放映及び寸劇を実施するほか、インターネットのホームページやミニ広報誌、パンフレットの作成・配布等による積極的な広報啓発活動を行っている。	広報誌、パンフレットの配布		ハンドブック II-3-①-2) .P167
警察庁	○フィッシングの危険性に関する情報提供<情報>			○												一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	警察庁ホームページにおいて、「フィッシング110番」でフィッシングに関する情報提供を受けていることを広報するとともに、フィッシングに関する注意喚起を実施している。インターネット安全・安心相談システムにおいて、フィッシングに関する相談を受け、その対応方法について情報提供している。各都道府県警察において、関係企業等に対して、フィッシングに関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、各種セミナーによる講演等での広報啓発を実施している。	web、講演		国民生活審議会資料 7-92.P137
警察庁	○建物部品の防犯性能に関する情報提供<安全>	○														一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	犯罪防止対策ホームページ「住まいる防犯110番」を開設し、特殊開錠用具所持の禁止に関する法律について紹介している。また、建物部品の防犯性能表示に関する情報提供を同ホームページで行っているほか、防犯建物部品の共通標準であるCPマークをアピールするポスターを全国で5万枚配布した。	web、ポスター		国民生活審議会資料 2-(3)-56.P76
警察庁	○インターネットの危険性に関する情報提供<情報>			○												一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	警察庁において、経済産業省及びNPO日本ネットワークセキュリティ協会が主催するインターネット安全教室を後援し、開催地の都道府県警察が講演を実施している。また、各都道府県警察において、行政機関、消費者団体、教育関係者等と連携してサイバー犯罪の現状等について情報提供を行うとともに情報セキュリティ意識の醸成のための講演等を実施している。	講演		国民生活審議会資料 7-(1)-94.P139
警察庁	○インターネットの危険性に関する情報提供<情報>			○												一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	警察庁において、インターネット安全・安心相談システムを平成17年6月に運用開始し、インターネット利用者の困りごとに対する迅速な情報提供を行っている。また、警察庁及び都道府県警察が開設しているホームページ【監視（今後の取組み）】において、サイバー犯罪等に関する情報提供を行っている。	web		国民生活審議会資料 7-(1)-94.P139

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域					対象者							想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}
	安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場	事業内容（具体的施策）	形態		
金融庁	○						○	○	○					小学生・中学生・高校生・教員など	学校教員	小学校・中学校・高等学校	学校教育現場での活用を目的とし、学習指導要領に準拠した中学生・高校生向け金融経済教育の副教材「わたしたちの生活と金融のはたらき」を作成し、全国の中学校、高等学校に配布するとともに、金融庁ホームページに掲載している。平成19年3月、改訂のうえ、中学生生徒用パンフレット、中学校教師用指導マニュアル、高校生生徒用CD-ROM、高校教師用指導マニュアルに再編。 高校3年生向けに金融経済教育のパンフレット「はじめての金融ガイド」を作成し、全国の高校に配布するとともに、金融庁ホームページに掲載している。平成19年3月、改訂し、最新の法制度やトラブル事例・トラブルに巻き込まれないための注意点を追加。 小学生向けに金融経済教育のパンフレット「くらしと金融」を作成し、金融庁ホームページに掲載している。	教材 パンフレット CD-ROM Web		
金融庁	○												○	中学・高校教師	自主的に学習する	中学校 高等学校	中学生・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」について、「教師の手引き」を作成しており、全国の中学校、高等学校に配布した。	パンフレット Web		国民生活 審議会資料 4-70, P96
金融庁	○													一般消費者（成人、高齢者）	自主的に学習する 財務局職員	老人クラブ、地域の婦人団体等 任意の場	（財）大蔵財務協会が作成した「2005年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意！』」（インターネット取引、外国為替証拠金取引、無認可共済、ヤミ金融に対する注意点を記載。）を17年3月に購入し、全国の財務局等を通じて、老人クラブ、地域の婦人団体等に配布した。また、財務局主催の講演会で配布している。 新たにグレーゾーン金利等について記述を加えた「2006年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意！』」を18年3月に購入し、全国の財務局に配布した（財務局より講演等の機会を通じて一般消費者に広く配布）。 平成19年3月、高校3年生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を改訂し、対象を一般社会人にも拡大するとともに、法制度やトラブル事例・トラブルに巻き込まれないための注意点を追加。	パンフレット		国民生活 審議会資料 4-70, P96
金融庁	○													一般消費者（成人、高齢者）	自主的に学習する	任意の場	ホームページの消費者情報コーナー「一般のみなさんへ」などを通して、金融に関する情報を提供している。金融庁に関連した機関で行われている金融経済教育の試みをライフステージ別に解説つきのリンク集として紹介している。（金融庁、日本銀行、財務省、内閣府、国税庁、金融広報中央委員会、日本消費者金融協会、NPO日本ファイナンシャル・プランナーズ協会などの金融経済教育コンテンツへのリンク集）	Web		Web
金融庁	○													一般消費者（成人、高齢者）	自主的に学習する	任意の場	金融サービス利用者相談室に寄せられた相談件数や主な相談事例のポイントについて、金融庁ホームページで四半期ごとに公表している。	Web		Web
金融庁	○													一般消費者（成人、高齢者）	自主的に学習する 財務局の職員	任意の場	預金保険制度のパンフレットについて、ペイオフ解禁後も預金保険制度に係る誤解等に基づく混乱を来さないよう、17年12月にパンフレットを刷新し、全国の財務局等を通じて、全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等約30万部配布するとともにホームページに掲載している。	パンフレット Web		
金融庁	○													一般消費者（成人、高齢者）	自主的に学習する、 財務局の職員	任意の場	「金融商品の販売等に関する法律」について、金融商品販売業者等の顧客に対する説明義務、説明をしなかったことにより生じた損害賠償責任等を解説したパンフレットを作成し全国の財務局へ配布している（財務局より講演等の機会を通じて広く一般に配布）。	パンフレット Web		ハンドブック II-3-①-3), P167

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック・「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}		
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）	形態
総務省	○高度化、多様化している電気通信サービスに係る被害を防止するため<情報>			○											保護者及び教職員（希望により児童・生徒向けの内容を追加も可能）	情報関連機関（実施主体、協力企業）社員等	任意の場	総務省、文部科学省は関連機関等と共同でe-ネットキャラバン運営協議会を結成し、主に保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行うガイダンスのキャラバンを1年間に1,000講座を目標に実施している。平成17年度の関東地域及び東海地域での試行結果を基に、平成18年度から3年間、全国規模で本格実施。また、インターネットがもたらす恩恵の他、ウイルス、迷惑メール、個人情報漏洩、架空請求詐欺などのトラブルなどに関する注意喚起・情報提供を行っている。	講師派遣	文部科学省、(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(財)インターネット協会、(財)マルチメディア振興センター	Web
総務省	○電気通信サービスに関する消費者問題対応の普及、啓発<情報>			○										一般消費者	総務省職員等	任意の場	電気通信消費者相談センターが、電気通信サービスを利用の際のトラブル等について、電話相談を受付している	電話		Web	
総務省	○電波環境保護に関する意識啓発<情報>			○										一般消費者（成人）	総務省職員等	任意の場	消費者の電波環境保護に関する意識の向上、放送受信障害に関する知識の普及を推進するため、消費者の電波環境保護に関する意識の向上、放送受信障害に関する知識の普及を推進するため「電波利用保護旬間（毎年6月）」、「受信環境クリーン月間（毎年10月）」を中心に広報活動を行っている。			ハンドブック II-3-①-4)、P168	
総務省	○高度化、多様化している電気通信サービスに係る被害を防止し、安心して利用できるようするため<情報>			○										一般消費者	総務省職員等	任意の場	高度化、多様化している電気通信サービスに係る利用者利益の保護を図り、電気通信サービスに係る情報提供及び苦情相談窓口の周知啓発を目的としたパンフレット等を作成・配布。	パンフレット		ハンドブック II-3-①-4)、P168	
総務省	○消費者への情報提供手段の多様化を図るため<情報>			○										一般消費者	特になし	任意の場	各種パンフレット等による情報提供を行うとともに、インターネットを利用した電気通信サービスに関する情報提供を行う。違法・有害情報対策、迷惑メール対策、個人情報保護、振り込め詐欺対策などに関する情報提供を行う。	web		ハンドブック II-3-①-4)、P168	

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域				対象者								想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}
	安全	契約・取引	情報	環境全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場	事業内容（具体的施策）	形態		
総務省			○										一般消費者（成人）	総務省職員等	任意の場	真実でない放送により権利を侵害された者を簡易・迅速に救済するための訂正放送制度の周知を図るため、総務省のホームページにおいて訂正放送制度の概要について掲載し、広く広報啓発活動を行っている。	ハンドブック ハンドブック II-3-①-4),P168		ハンドブック ハンドブック II-3-①-4),P168
法務省		○											一般消費者（成人）	特になし	任意の場	成年後見制度についての知識を普及させ、成年後見制度が社会において利用されるようにするため、成年後見制度に関するWEBサイトや、成年後見制度等パンフレットを通じて情報提供が行われている。	Web、パンフレット		Web
法務省		○											教育関係者、法律専門家、一般市民など	教育関係者、法律専門家	シンポジウム	法教育の普及及び発展、各地の取組を踏まえて、教育現場における法教育の実践方法、実践に際しての教員と法律家の協働の在り方などをテーマとしたシンポジウムを開催している。	シンポジウム		Web
法務省		○					○	○	○	○	○		生徒・学生、教育関係者、法律専門家、一般市民など	教育関係者、法律専門家	任意の場	法務省の法教育研究会は、平成16年11月、法教育の普及・発展に向けた報告書を作成し、あわせて、中学3年生を対象とした4つの法教育教材を作成した。そのうち1教材は、私法分野についての学習機会の充実を図ることを目的とした「私法と消費者保護」と題する教材である。本教育教材を全国の教育委員会、弁護士会、司法書士会などの機関に配布した。	書籍、報告書		国民生活審議会資料 4-70、P97
法務省		○					○	○	○	○	○		生徒・学生、教育関係者、法律専門家、一般市民など	教育関係者、法律専門家	協議会	法務省では、平成17年5月、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、法と社会・経済・政治との関係を踏まえた法教育の位置づけの明確化、学校教育における法教育の実践と今後の取組み等について、必要な情報交換をしつつ、今後のあり方を検討し、もって、わが国における法教育を推進することを目的として、法教育推進協議会を発足させた。現在、これらの検討を精力的に行うとともに、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等とも協力しながら、その普及に向けたさまざまな取組みを行っている。	協議会		Web
文部科学省		○											一般消費者（成人）、高校生・大学生及びその指導者	教育センター職員、公民館等社会教育施設職員、学校等教職員	公民館等社会教育施設、学校等	財団法人消費者教育支援センターを委託先とし「実践的・効果的な社会教育用『消費者教育教材』開発・研究事業」を実施。公民館等の社会教育施設において行われる「消費生活に関する講座」に活用可能な教材開発を行い、地域に広がる消費者トラブル・被害の防止を図ることを目的としている。有識者（消費生活相談員、弁護士、研究者等）による消費者教育副読本作成委員会を設置し、「みんなで創ろう賢い生活『悪質商法撃退マニュアル』」及びその指導書を作成。全国の教育センター及び公民館、教育委員会等に配布した。教材は1万9千部、指導書については3千部作成し、全国都道府県の消費生活センター、中央公民館、教育委員会等に配布した。	パンフレット、指導書		国民生活審議会資料 4-70、P95

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック・「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}			
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者			学習の場	事業内容（具体的施策）	形態
文部科学省	情報社会を生きるための教育の充実<情報>														小学生・中学生及びその保護者	保護者	家庭・地域	○学校教育では、情報活用能力の育成や、学校や地域における体験活動などの取組を実施している。 ○地域においては、子どもや保護者を対象にインターネット上におけるマナーやルール、情報発信の責任等について学ぶ機会を提供している。 ○また、地域の実情に応じたフォーラムの開催、子どもや保護者向けのリーフレットを作成・配布するなどの啓発活動事業を実施している。	学校教育（体験活動） 社会教育（講習会） フォーラム 紙媒体		Web
文化庁	学校における著作権教育の推進<情報>			○			○	○	○					○	小学生・中学生・高校生及びその保護者、教職員	教職員、保護者、自主的に学習する、文化庁職員	学校、家庭、講習会	○学校における著作権教育を推進するため、楽しみながら学べる学習ソフトや中学生向けマンガの作成・提供、教職員向け講習会の開催、学校向け指導事例集や学校における教育活動と著作権を解説したパンフレットの作成・提供及び著作権教育研究協力校による著作権教育の具体的手法の研究開発を行っている。	webコンテンツ、マンガ教材、講習会、紙媒体		Web
文化庁	著作権に関する総合的普及啓発<情報>			○											国民一般	自主的に学習する、文化庁職員	家庭、企業・大学、講習会	○著作権に関するあらゆる質問に答えるデータベース「著作権なるほど質問箱」の開発・運用、著作権講習会（国民一般向け、図書館職員向け、都道府県事務担当者向け）の開催、企業・大学向けの映像による著作権資料の作成・提供を総合的に展開している。	webコンテンツ講習会		Web
文部科学省	食生活学習の普及・促進<安全>	○					○	○							小学生・中学生	学校教職員	小学校・中学校	児童生徒が正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣の実践ができるように、食生活学習教材の作成・配布を行っている。			Web
文部科学省	<契約・取引>		○												学生	教職員	大学、短期大学、高等専門学校	各大学等に対し、消費者被害に関するトラブル事例や対処方法及び各大学の取組み事例を示した上で、注意喚起の通知を行うとともに、大学の学生指導担当教職員の会議や研修等の場において、通知文の説明を行い、消費者被害の防止に努めるよう要請した。			
文部科学省	学校健康教育の充実。薬物乱用防止<安全>	○							○						高校生	学校教職員等	高等学校	生徒が、医薬品の有効性及び副作用及びその正しい使用方法について理解できるようにしている。			Web
文部科学省	環境教育・環境学習の推進／エネルギー教育の推進<環境>														環境教育・環境学習の推進 エネルギー教育の推進<環境>	社会教育施設職員、学校教職員	小学校・中学校・高等学校	○国民の発達段階に応じ、あらゆる機会、社会教育を通じて環境教育の推進に必要な施策を講じている。 ○社会教育では、「社会教育活性化21世紀プラン」において、社会教育施設を中核に環境保全等の課題解決のためのモデル事業を実施し、成果を全国に普及し啓発している。 ○国民が環境の保全についての理解と関心を深めることができるようにする。 ○子どもたちが環境について正しい理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動が取れるようにする。	フォーラム 学習プログラム 講習会・講座 web情報		Web
厚生労働省	○食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及<安全>	○													一般消費者（成人）	自主的に学習する、保健所職員等	任意の場（保健所等）	ホームページ上で、消費者向け情報を提供している。「知っておきたい食品の表示」：(1)生鮮食品の表示（原産地表示など）、(2)加工食品の表示（アレルギー物質を含む食品の原材料表示など）、(3)有機食品の表示、(4)遺伝子組み換え食品の表示。	web	農林水産省 公正取引委員会	Web

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック・「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}		
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者			学習の場	事業内容（具体的施策）
厚生労働省	○食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及＜安全＞	○					○							小学生	自主的に学習する、保護者等	任意の場（家庭、学校等）	子ども向けサイト「食品安全シリーズ」で食の安全について考える情報を提供している。「食品の安全ってなに?」、「物質の摂取量と致死量、ADIについて」、「食品安全の工夫（フードチェーン）」、「安全でない食品を食べる影響」など。	web		Web
厚生労働省	○食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及＜安全＞	○												一般消費者（成人）	食品衛生監視員等	任意の場	食品について、毎年8月に実施する「食品衛生月間」を中心として食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及等を図っている。国民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図っている。	web	厚生労働省、都道府県、政令市及び特別区	Web
厚生労働省	○食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及＜安全＞	○												成人（妊産婦）	自主的に学習する、保健所職員等	任意の場（保健所等）	パンフレット「これからママになるあなたへ」等で妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項等の情報を提供している。	パンフレット		Web
厚生労働省	○食中毒の予防、食品衛生の考え方の普及＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する、保健所職員等	任意の場（保健所等）	パンフレット「遺伝子組換え食品の安全性について」等で消費者向け情報（遺伝子組換え食品の安全性のチェック方法、見分け方などの解説）を提供している。	パンフレット		Web
厚生労働省	○国民の健康を保持増進＜安全＞	○												一般消費者（成人）	厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会、都道府県薬剤師会	地域	医薬品について、毎年10月に実施している「薬と健康の週間」を中心にその正しい使い方等について広報活動を行っている。	イベント		ハンドブック ハンドブック II-3-①-6)、P168
厚生労働省	○国民の健康を保持増進＜安全＞	○												一般消費者（成人）	保健所職員等	保健所等における健康教室	保健所等における健康教育や健康相談等を通じて、消費者の食生活を始めとする生活習慣全般の改善に必要な知識の普及、啓発を行っている。	講座		ハンドブック II-3-①-6)、P168
厚生労働省	○国民の健康を保持増進＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する、保健所職員等	任意の場（保健所等）	パンフレット等で消費者向け情報を提供している。「賢く選ぶ健康づくりのための食品の表示」：健康食品に係る表示制度について説明。「ご存じですか？健康増進法の食品広告規制」：健康食品に係る虚偽・誇大広告等の禁止制度について解説。	パンフレット		Web
厚生労働省	○被害を未然に防止するため＜契約・取引＞	○												無職消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	「インチキ内職」について、家内労働法の周知徹底を目的としてリーフレットの作成・配布による啓発を行っている。	パンフレット		ハンドブック II-3-①-6)、P168
農林水産省	○消費者教育の担い手育成＜安全＞	○												食料品消費者モニターPB（地域リーダー候補者）	農林水産省及び地方農政局消費者担当職員	研修会	食料品消費モニター0日のうち、希望する者に対し、「食の安全」等に関する情報提供を行うとともに、食品の生産・流通・加工についての理解を深めてもらうことを目的とした現地研修会の開催した。	研修会		国民生活審議会資料 4-67、P88
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する	農林水産省及び地方農政局「消費者の部屋」	農林水産省及び地方農政局等の「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において情報提供及び啓発を行っているほか、パネル等を使って特別展示を行っている。パンフレットの提供、関連資料の閲覧している。	展示 パンフレット	本省及び地方農政局	Web

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}	
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	ホームページ上において、食の安全に関する情報を提供している。「安全で健やかな食生活を送るために～家庭でできること～」、「牛海綿状脳症（BSE）について」、「鳥インフルエンザに関する情報」、「遺伝子組換え技術の情報サイト」。	web		Web
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												小学生、中学生	農林水産省及び地方農政局消費者担当職員	農林水産省及び地方農政局「消費者の部屋」	訪問生徒に対して、講義を行っている。また、電話相談に答えている。	講義、電話相談	本省及び地方農政局	Web
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する、保護者	学校・家庭	ホームページ上に子ども相談Q&A（食品の種類、作り方、産地などについて）を掲載している。	web	本省及び地方農政局	Web
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	「食の安全・安心情報交流ひろば」においてホームページ、メールマガジン等で消費者への情報提供（「食の安全・安心Q&A」、「食品表示に関する情報」、「JAS規格に関する情報」、「事業者の取り組み」）を行っている。	web	（独）農林水産消費技術センター	Web
農林水産省	○食の安全の普及啓発のため＜安全＞	○												一般消費者（成人）	（独）農林水産消費技術センター職員他	講演会	食の安全に関する講演会等（加工食品品質表示基準、食品表示と食の安全安心について、ISO9000、Codexについてなど）を実施している。	講演会	（独）農林水産消費技術センター	Web
経済産業省	○若年層の悪質商法等に対する意識啓発＜契約・取引＞	○												高校生、大学生、新入社員	高校教諭、大学職員、企業人事担当等	学校の授業、成人式、新入社員研修の場等	若者が遭いやすいトラブルを未然に防止するとともに早期解決を図るために、悪質商法の手口とその対処法等を主な内容とする教材（パンフレット）「どうする！？こんなとき」（H17配布：高校生向け教材（パンフレット）：約97万部）、「契約はよく理解して慎重に」（H17配布：新成人向け教材（パンフレット）：約140万部）を作成し、学校の授業や成人式、新入社員向け研修での活用に向けて配布した。また、平成16年度までに作成した若者向け啓発ビデオを、学校・企業等に配布・貸出を行った（H17年度 約300社配布）。	パンフレット、ビデオ		国民生活審議会資料 4-70、P99
経済産業省	○高齢者の消費者トラブルに対する意識啓発＜契約・取引＞	○												高齢者	自主的に学習する、自治体職員等	任意の場	地方自治体が行っている出前講座等での活用により、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するとともに早期解決を図るために、住宅リフォームの訪問販売など、高齢者にトラブルが多い悪質商法の具体的な手口等についての教材（パンフレット）「こんどはあなたがカモになるかも」、及びビデオ「三遊亭楽太郎の悪質商法カンタン撃退法」を作成し、全国の地方自治体等に配布した（H17年度配布：高齢者向け教材（パンフレット）：約78万部、（ビデオ）：約1,000本）。	パンフレット、ビデオ		国民生活審議会資料 4-70、P99
経済産業省	○指導書等の普及＜契約・取引＞	○												消費者相談員、介護ヘルパー、民生委員等	○	研修会など	消費者相談員や介護ヘルパー、民生委員等を対象に、啓発対象者に興味を持って聞いてもらうための方法等、身近な高齢者を見守る際に参考となる啓発ノウハウをまとめた資料（教材）を作成した。「あなたもできる出前講座-高齢者を悪質業者から守るために」などの情報をホームページ上で公開している。	資料（指導書）		国民生活審議会資料 4-70、P99
経済産業省	○消費者の知識・意識の向上＜安全＞	○												一般消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	経済産業省の行っている消費者保護施策や商品・サービスあるいは契約に関する情報を一般消費者に浸透させ、消費者の知識・意識の向上を図るため「消費者政策」のホームページ上で、「消費者取引」と「製品安全」に関する情報提供、経済産業省の消費者政策に関する情報提供を行っている。	web		ハンドブック II-3-①-7)、P168

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者											想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}		
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）	形態
経済産業省	○消費者の知識・意識の向上<安全>	○													一般消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	経済産業省の行っている消費者保護施策や商品・サービスあるいは契約に関する情報を一般消費者に浸透させ、消費者の知識・意識の向上を図るため「消費者政策」のホームページ上で情報提供を行っている。製品安全の確保／製品安全4法の執行強化、製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に関する情報提供（事故情報、リコール、回収情報等）を行っている。製品安全4法上の検査機関の登録にあたってのISO/IECガイド65の適用関係についての製品安全4法パンフレットを配布している。	web	本省及び（独）製品評価技術基盤機構	Web
国土交通省	○自動車の安全に関する意識啓発、情報提供<安全>	○												一般消費者（成人）	特になし	職域	「自動車点検整備推進運動」において、自動車点検フェスティバルの開催や、パンフレット、ポスターなどによる情報提供を通じ、適切な点検整備の実施について啓発を行っている。	パンフレット、ポスター	(社)日本自動車整備振興会連合会、(社)日本自動車	ハンドブックⅡ-3-①-9、P169	
国土交通省	○自動車のリコールに関する意識啓発、情報提供<安全>	○												一般消費者（成人）	特になし	任意の場	リコールの適正な実施を図るため、自動車不具合情報ホットラインへの不具合情報の提供を呼びかけている。リコールに係る情報をホームページにて情報提供している。	web		省庁からの情報提供	
国土交通省	○プレジャーボートの安全に関する意識啓発、情報提供<安全>	○												一般消費者（成人）	特になし	家庭	各地方運輸局に「プレジャーボート相談窓口」を設置し、舟艇利用者に対する情報提供、利用者相談を行っている。	web		ハンドブックハンドブックⅡ-3-①-9、P169	
国土交通省	○マンションの耐震性に関する意識啓発、情報提供<安全>	○												一般消費者（成人）	特になし	家庭	「マンションの耐震性等についてのQ&A」をWEBサイトに掲載している。（マンションの耐震性の確認方法、構造計算書の入手方法、耐震診断費用、退去が必要な建築物の耐震性など、よくある質問についてその回答を掲載している。）	web		国民生活審議会資料9-123、P186	
環境省	○環境教育・環境保全活動の推進<環境>				○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）	事例等から自主的に学習する	家庭	環境に配慮した消費行動に関する情報・教材の提供として「我が家の環境大臣」ホームページ（http://www.eco-family.jp/）を平成17年6月より開設している。家庭において環境保全に関する取組等を行う家庭（世帯）を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として登録し支援している。ホームページ上で、環境に配慮した消費行動のポイントの紹介や各家庭から寄せられたアイデアの掲載等を行っている。また環境に配慮した生活のポイントをまとめた教材や情報誌を作成し、我が家の環境大臣事業登録者へ配付した。	web		国民生活審議会資料4-69、P90	
環境省	○環境教育の指導者育成<環境>				○									環境教育指導者（地域の指導者、学校教職員等）	自主的に学習する	学校、地域	環境学習について指導者向けのプログラム集として環境学習CD-ROMを配布している。平成15年度末より各都道府県、政令指定都市の環境部局や教育委員会、教育事務所へ希望部数を配布した。また、環境省主催のイベント等でも配布している。	CD-R		国民生活審議会資料4-70、P101	
環境省	○環境教育・環境保全に関する意識啓発<環境>				○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）	事例等から自主的に学習する	任意の場	環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等に係る情報を収集し、その情報を環境学習データベースとしてインターネットにより提供している。対象別（指導者、子ども、家庭、事業者向け）、内容別（環境教育概説、学習目標別の教育プログラムの例示など）などに分類し、情報提供をしている。	web		国民生活審議会資料4-70、P101	

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域					対象者						想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}		
	安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場			事業内容（具体的施策）	形態
環境省				○										一般消費者（成人）	自主的に学習する	任意の場	環境基本法、循環型社会形成推進基本法で義務づけられた年次報告書（環境白書、循環型社会白書）を毎年作成している。	書籍、web		国民生活審議会資料4-70.P101
環境省				○										事業者、一般消費者（成人）	各種活動から自主的に学習	家庭・地域	家庭からのごみのリデュースを始めとする3Rの取組を推進するためには、国民のライフスタイルを見直していくことが不可欠となっている。このためには製造事業者や販売事業者においても、使い捨て製品や過剰包装使用の自粛、詰め替え製品や簡易包装の推進、製品の長寿命化、リユースやリサイクルしやすい商品設計等、できるだけ環境負荷の低い製品の開発・提供が必要であり、消費者とのパートナーシップによりレジ袋の削減や環境負荷の低い商品の普及に努めていくことが重要となる。国や地方公共団体は、こうした取組を支援するために必要となる情報の提供や、環境教育、普及啓発活動を実施していく必要があり、こうした普及・啓発の取組の一例として、3Rを推進し、ごみを減らしていくライフスタイルである「リ・スタイル（Re-Style）」をキーワードとした活動を紹介するWEBマガジン「Re-Style」を平成14年6月に開設している（H17年度アクセス件数は約89万件）。	web		国民生活審議会資料4-70.P102
環境省				○			○	○						小学生・中学生	小学校・中学校教職員	小学校・中学校	子ども環境白書、図で見る環境白書等（（ア）環境問題について（イ）消費に係る環境負荷（ウ）情報の活用方法などを紹介）を作成し、小中学校等へ配布及び実費での頒布をしている。	書籍、web		国民生活審議会資料、Web4-70.P101
環境省				○			○	○	○					幼児、小学生、中学生、高校生	地域の指導者、学校教職員等	地域、学校、家庭	各種環境問題に関する理解と協力を得るため、パンフレットの作成・配布等を通じての普及啓発活動を行っている。イベント・募集情報：子どもエコクラブ、全国一斉活動「エコロジカルあくしょん大作戦！」。環境アクション：「子どもエコクラブ」（小・中学生が参加できる環境活動クラブ）、「子どもパークレンジャー」（国立公園などのパトロールや、動物や植物の調査を行う）、「スターウォッチング」（星空の上手な楽しみ方のヒントを紹介）、「ExTEND野生生物観察隊」（身近な生き物を観察してみよう！）、「川の生き物を調べよう～全国水生生物調査～」（川にすむ生き物を調べることで、水質を判定する調査）、「子どもホタルレンジャー」（ホタルの子どもが楽しくくらする川や湖を守る）、「身近な生きもの調査」（身近な生き物観察）。	パンフレット、web等		ハンドブックII-3-①-10、P168
環境省				○			○	○	○					幼児、小学生、中学生、高校生	地域の指導者、学校教職員等	地域、学校、家庭	平成7年度から「子どもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成される。自然観察、リサイクル活動などの自注的な活動に対するアドバイスや講師派遣等の支援を行う。子どもエコクラブの活動を広く各界各層のパートナーシップの下で展開するため、子どもエコクラブ全国事務局では、平成8年度から「子どもエコクラブパートナーシッププログラム」として、全国の企業・民間団体等に対して子どもエコクラブ事業への参加と協力を呼びかけている。	講師派遣、場の提供など様々な形態での支援	（財）日本環境協会	Web
環境省				○			○	○	○	○	○			一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	任意の場	各種リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、関係機関に配布している。	ポスター、パンフレット		国民生活審議会資料4-70.P101

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者											想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}				
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場	事業内容（具体的施策）			形態			
環境省	○環境教育・環境保全活動の推進<環境>				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	家庭・地域	容器包装の3Rを進めるためのシンボルとして、素材にペットボトルを再利用した布地を使った「もったいないふろしき」を作り、ふろしきの利用を呼びかけている。	ふるしきの貸出等による行動提案		国民生活審議会資料4-70.P101
環境省	○環境教育・環境保全活動の推進<環境>				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	家庭・地域、企業	電気・ガスの使用量から家庭から出る二酸化炭素量等を簡単に計算できる「えこ帳」や、日常生活を環境にやさしいものに変えていくために有用な情報等を提供するライフスタイルマガジン「Peco（ピーエコ）」（年2回発行）を、企業や地域の団体などにそれぞれ約10万世帯に配布した。	パンフレット		国民生活審議会資料4-70.P102	
環境省	○環境保全活動の推進<環境>				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	家庭・地域	良好な環境を維持し、消費者の生活や健康を守るため（財）日本環境協会において、環境省と連携を図りつつ「エコマーク」事業を実施している	マークの普及	（財）日本環境協会	ハンドブックII-3-①-10).P169	
環境省	○環境教育・環境保全に関する意識啓発<環境>				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	特になし	家庭・地域	地球温暖化に関する理解を深め、地球温暖化防止に向けた取組を一層促進するため、国民的事業として「地球温暖化を防ぐ4つのチャレンジ」運動の推進等を図るとともに、毎年12月を「地球温暖化防止月間」に指定し、普及・啓発を進めている。	パンフレット、ポスター他様々な形態での普及	全国地球温暖化防止活動推進センター	ハンドブックII-3-①-10).P169	
金融広報中央委員会	○若年層に対する金融知識の増進、金融に対する興味関心の喚起<契約・取引>	○															小学生、中学生	自主的に学習する	家庭	金融教育を楽しく学ぶことのできる教材を提供することで、金融に関心を持ってもらうため、Web上でクイズ形式の金融教育教材「クイズで学ぼう」を毎月更新している。	Web		Web	
金融広報中央委員会	○成人に対する金融知識の増進、金融に対する興味関心の喚起<契約・取引>	○															一般消費者（成人）	特になし	家庭	生活設計や関連情報に関心をもってもらうため、Web上でシミュレーションソフトを公開している。生活設計シミュレーション、年金シミュレーション等。	web		省庁からの情報提供	
金融広報中央委員会	○成人に対する金融知識の増進、金融に対する興味関心の喚起<契約・取引>	○															一般消費者（成人）	特になし	公共施設	金融知識を身につけ、金融に関する消費者トラブルを未然に防止してもらうため、「全国キャラバン金融講座」を実施しているほか、全国各地で「金融広報アドバイザー」による講座・講習会を実施している。また、一般消費者の自発的なグループ学習を支援するため「金融学習グループ」の委嘱を行っているほか、地域全体で金融学習を推進してもらうため「金融学習特別推進地区」を委嘱している。	講演会・講習会・学習グループ・特別地区の委嘱	都道府県金融広報委員会	省庁からの情報提供	
金融広報中央委員会	○金融知識の増進、金融教育に対する興味関心の喚起<契約・取引>	○															一般消費者（成人）、児童・生徒・保護者・教員	専門家講師等	公共施設	金融教育に対する興味関心を高めてもらうため、「金融教育フェスティバル」を実施している。	シンポジウム、見本市、模擬授業		省庁からの情報提供	

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者											想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動			備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}			
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場	事業内容（具体的施策）			形態		
金融広報中央委員会	○資産保護に関する情報の提供<契約・取引>	○															高校生・大学生・社会人	特になし	銀行等の窓口で入手し、任意の場で学ぶ	資産保護について学べる次のようなパンフレットを作成している。 ・「預金保険制度」（預金保険の基本的なしくみや役割をQ&A形式でわかりやすく解説したパンフレット。） ・「金融商品の保護」（預金・証券・保険の各種金融商品の保護について、網羅的に解説したパンフレット。）	web、パンフレット		省庁からの情報提供
金融広報中央委員会	○金融商品に関する情報の提供<契約・取引>	○															高校生・大学生・社会人	特になし	任意の場	金融商品について学べるパンフレットを作成している。 ・「多重債務者に陥らないために！」（最近急増している多重債務の問題について、様々な事例を紹介しその深刻さへの認識を喚起し、多重債務に陥らないための注意点や対処法をわかりやすく解説したパンフレット。） ・「はやわかり金融商品販売法」（金融をめぐるトラブルの発生防止や消費者保護を目的に、平成13年4月施行の金融商品販売法について、消費者の視点に立ち、具体例を交えつつわかりやすく解説したパンフレット。）	web、パンフレット		省庁からの情報提供
金融広報中央委員会	○生活設計等に関する情報の提供<契約・取引>	○															高校生・大学生・社会人	特になし	任意の場	生活設計について学べるパンフレットを作成している。 ・「明るい生活の家計簿～ステップワン～」（合理的な生活を育む手がかりとして役立てていただくことを目的に製作。環境家計簿としても利用できるもの。） ・「家計ノート～ステップワン～」（記帳項目を絞った3ヶ月の家計簿。クレジットカードの状況を記帳できるほか、環境家計簿としても利用可。） ・「わが家の生活設計表～作成のしおり付～」（子どもの教育・結婚、住宅の取得、老後などに備えて、長期的生活設計をたてるための計画表。）	web、パンフレット		省庁からの情報提供
金融広報中央委員会	○金融教育の市民への通信教育の提供<契約・取引>	○					○	○	○	○	○	○	○				一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	家庭	継続的な金融教育を地域を問わず市民に提供するため、一般市民を対象とした金融通信教育講座「くらしに身近な金融講座」を実施している。	通信教育		Web
金融広報中央委員会	○高校生に対する金融教育教材の提供と論文コンクールの実施<契約・取引>	○								○							高校生	自主的に学習する	家庭	高校生が読み物として学ぶことのできる金融教育教材を提供することで、学生の意識を高め、コンクールへの参加を促すため、金融教育読み物による学習プログラムの提供と、それらのプログラムに基づいた高校生向け金融論文コンクールを実施している。	web		Web
金融広報中央委員会	○中学生に対する金融教育教材の提供と作文コンクールの実施<契約・取引>	○									○						中学生	自主的に学習する	家庭	中学生が読み物として学ぶことのできる金融教育教材を提供することで、生徒の意識を高め、コンクールへの参加を促すため、金融教育読み物による学習プログラムの提供と、それらのプログラムに基づいた中学生向け作文コンクールを実施している。	web		省庁からの情報提供
金融広報中央委員会	○家庭における金融教育の推進<契約・取引>	○									○	○					小学生、中学生	親	家庭	家庭における金融・金銭教育の質を向上させ、誰もが家庭において金融教育に取り組みことを容易にするため、家庭における金融教育に用いることのできる金融教育教材が提供されている。 ・「What's 金銭教育？」（金融教育の概念について説明したもの） ・「わが家の金銭教育」（家庭で子どもに金融教育を教えるための、Q&A） ・「金融教育のすすめ」（金融教育の必要性や教えるべき内容等について説明したもの）	web		Web

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

	項目	領域					対象者							想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者	学習の場	事業内容（具体的施策）		
金融広報中央委員会	○学校教育における金融教育の推進<契約・取引>		○											学校教職員	金融教育関係者	セミナー等	学校における教員の教育能力を高めるため、金融・金銭教育に関する教材やその利用方法について情報提供。金融教育プログラム、金融教育ガイドブック、公開講座、教員向けセミナー、指導教材等の学校における金融教育に必要な情報を提供している。 ・「金融教育プログラム～社会の中で生きる力を育む授業とは～」(小学校から高校までの金融教育の進め方について、そのねらいや内容、指導計画の作成方法、教材の工夫や評価の方法について詳しく述べるとともに、これらの学校段階における優れた指導計画例を紹介。) ・「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」(幼稚園から高校までの金融教育の実践事例を紹介した教育者向け冊子。金融教育に熱心な先生方や金銭・金融教育研究校の取り組みなど体験に基づく実践的な学習、話し合い、ゲームなどを中心として45の指導事例を収録。) ・「金融教育公開授業(全国リレー講座)」(全国各地の幼稚園、小・中・高校で金融を学ぶ公開授業をリレー開催。金融教育に関する授業を実際に紹介している。) ・「教員のための金融教育セミナー」(全国の高等学校、中学校、小学校の教員を対象に、平成18年度「教員のための金融教育セミナー」を開催。なお、都道府県金融広報委員会では、同様の目的で、「金融に関する消費者教育セミナー」を開催しているほか、研究校を中心とする教育関係者の研究内容の共有等を図るため、「金融教育協議会」、「金銭教育協議会」を開催している。) ・「学校における金銭教育の進め方」(新学習指導要領における各教科、道徳、特別活動における指導事例や、特に総合的な学習の時間における金銭教育の取り組み方として指導計画、指導事例などについて紹介。(文部科学省資料))	web	都道府県金融広報委員会	Web
金融広報中央委員会	○学校教育における金融教育の推進<契約・取引>		○											高校生・大学生・社会人	教員等	学校	学校における教員の教育能力を高めるため、金融・金銭教育に関する教材やその利用方法について情報提供。指導教材等の学校における金融教育に必要な情報を提供している。主な提供情報は次のとおり。 ○「きみはリッチ?～多重債務に陥らないために～」カード、契約、利息、保障などの基本的な知識、多重債務問題に巻き込まれないために知識や心構え、万一問題に巻き込まれた場合の解決のヒントなどを紹介。高校生用教材として作成したが、幅広い年代に役立つ内容である。 ○「きみはリッチ? (指導書)」 「きみはリッチ?」の指導書。指導目標、進め方、留意点を明示しつつ、用語や法律・制度、社会背景などについて詳しく解説。 ○「これであなたもひとり立ち」高校生が自立して暮らしていくために必要と考えられる経済の基礎知識が身につくように作成されたワークブック形式の教材。 ○「これであなたもひとり立ち (指導書)」 「これであなたもひとり立ち」の指導書。ワークを行うに当たっての狙い、使い方、指導上の留意点、参考資料が掲載。		省庁からの情報提供	
金融広報中央委員会	○学校教育における金融教育の推進<契約・取引>		○				○	○	○					幼稚園児・小学生・中学生・高校生	教員等	学校	学校における金融教育・金銭教育についての研究ならびに実践を推進するため、金融教育研究校、金銭教育研究校、金融教育研究グループを委嘱。資料提供や研究教育費助成、実践計画立案のサポートなどを行っている。	研究校委嘱	省庁からの情報提供	
金融広報中央委員会	○学校教育における金融教育の推進<契約・取引>		○											教員	自主的に学習する	教員	学校における教員の教育能力を高めるため、金融教育に関する小論文コンクールを実施し、受賞作品を公表している。	web	省庁からの情報提供	

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。(要確認)

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック・「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

項目	領域	対象者										想定される学習の場面等 ^{注1)}			市民（消費者）への情報提供、普及・啓発、教育活動		備考（外郭等の実施主体、共同実施主体等）	引用元 ^{注2)}				
		安全	契約・取引	情報	環境	全般	幼	小	中	高	大	成人	高齢者	教員講師	学習者	学習支援者			学習の場	事業内容（具体的施策）	形態	
金融広報中央委員会	○学校教育における金融教育の推進<契約・取引>		○													小学生	教員等	学校	学校における教員の教育能力を高めるため、金融・金銭教育に関する教材やその利用方法について情報提供を行っている。 ・「こづかい帳」（子どもたちが健全な金銭感覚を身につけるために、おこづかいの使い方について記録をつけることを推進。子どもの金銭教育の教材として、全国の小学校などに配布している冊子。） ・「こづかい帳をご指導いただくにあたって」（「こづかい帳」の使い方について解説している。）			省庁からの情報提供
国民生活センター	○消費者問題に関する情報提供を通じた消費者の主体的な行動の支援<契約・取引>		○												一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	国民生活センターは、ホームページにおいて、消費者の主体的な行動に対する支援を行うため、生活関連情報を提供している。	web		ハンドブックⅡ-3-②、P169	
国民生活センター	○消費者問題に関する情報提供を通じた消費者の主体的な行動の支援<契約・取引>		○												一般消費者（成人から高齢者まで）	自主的に学習する	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	国民生活センターの啓発用リーフレットについて、高齢者また若者における消費者被害が多いことから、敬老の日に向けて高齢者編「悪質商法前線活発化！！」、また成人式に向けて若者編「世にも恐ろしいケータイトラブル」を作成し、全国の消費者行政担当課、地方消費生活センター等、高齢者編は全国の高齢者福祉行政担当課、若者編は全国の広報行政担当課を通じて、全国の高齢者講座や成人式参加者へ配布された。啓発用リーフレットについては、国民生活センター名義に代え、各地の消費生活センターはじめ全国自治体名義としても印刷・配布された。	パンフレット		国民生活審議会資料4-70、P103	
国民生活センター	○消費者問題に関する情報提供を通じた消費者の主体的な行動の支援<契約・取引>		○												一般消費者（成人）、児童から高齢者まで全般	自主的に学習する	公民館等社会教育施設・学校・家庭・地域	独）国民生活センターが作成した「2006年版 暮らしの豆知識『特集 だまされるな 消費者！』」、「新・くらしのIT化と個人情報」、「契約トラブル注意報」、「くらしの事故注意」、「契約の基礎知識」、「こんなときどうしたら・・・」、「ライフプランの知識」、「金融サービスとくらし」、「食生活の知識」、「住生活の知識」は平成17年9月に発行、全国の消費者行政担当課や地方消費生活センター、大学、金融広報委員会、地域の消費者団体等に配布し、発行者名を差し替える印刷の希望を受け印刷し、当該団体を通じて消費者に配布された。また全国の書店等を通じて市販した。	冊子		国民生活審議会資料4-70、P103	

注1) 「教育対象者」、「教育者」、「教育の場」は、資料等に明示的に示されていない場合は、文脈より判断して網掛けで表示している。（要確認）

注2) 引用元・Web「各省庁のホームページ」、ハンドブック・「ハンドブック消費者2005」、国民生活審議会資料「消費者基本計画における具体的施策の検証・評価・監視」を参考に作成

平成 18 年度
消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書

株式会社 三菱総合研究所
〒100-8141
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 6 号 (TEL 03-3277-0741)

安全政策研究本部	主席研究員	藪田 尚宏
	研究員	平川 幸子
	研究助手	植川 悠
情報通信技術研究本部	主任研究員	高橋 衛
	主任研究員	村瀬 智子
	研究員	瀬楽 丈夫
地球環境研究本部	主任研究員	木附 誠一
	研究員	森 朋子